

監事の意見書

財団法人アジア政経学会寄付行為第9条の規定により平成20年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査しました。

その内容は適正なるものと認めます。

平成21年5月23日

財団法人アジア政経学会

監事 佐々木 信彰

佐々木 信彰



監事 末廣 昭

末廣 昭



平成 20 年度アジア政経学会の監査報告 付記

財団法人アジア政経学会監事 末廣



2009 年 5 月 5 日

財務の面倒なしごと、ご苦労さまです。

以下、気がついた点を 3 点だけ付記しておきます。

1. 予算、決算、次年度予算の差異に大きな食い違いが生じた場合。

*平成 20 年度は、機関誌発行、ホームページ運営の費用が、当該年度を超えて支出されたため、平成 20 年度の予算と決算、平成 20 年度と平成 21 年度の予算の双方で、数字に大きな食い違いが生じています。年度を超えた支出はやむを得ないものであり、ただちに改善すべき点ではありませんが、「欄外の注記」などで触れるという方法も考えられます。添付の説明文はあくまで理事会用であり、会員には伝わりません。

ただし、こうした注記が監督官庁や法人登記先の無用の注意を喚起するようでしたら、2 種類を用意して、欄外注記なしを監督官庁に提出する方法もあります。

2. アテナ商事の機関誌発送費（証憑番号 1 3 番）

*13 番目のアテナ商事の領収書の支払いは、機関誌が発行されたあとの 5 月 27 日ですが、領収書の日付は 1 月 31 日になっています。年度内の発行と発送を見込んだ「バックデイト」の領収書かと推測しますが、ややみっともない書類ですね。

3. 領収書と証憑番号のダブリ

*証憑番号 48 が「切手代」と秋保さんへの作業補助費でだぶっています。

前者は記帳されていませんので、領収書原簿から削除するのが適切かと思います。

以上です。